



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第93号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 平成22年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課	改正の概要
地域振興部	地域政策課	地域振興室を「しまね暮らし推進室」に改称
環境生活部	環境政策課	「宍道湖・中海対策推進室」を設置
健康福祉部	医療政策課	医療対策課を「医療政策課」に改称
	障がい福祉課	障害者福祉課を「障がい福祉課」に改称
農林水産部	農畜産振興課	農畜産振興課を改組し、「農畜産振興課」と「食料安全推進課」に再編
	食料安全推進課	
出納局	会計課	「物品調達室」を設置
	審査指導課	審査課を「審査指導課」に改称

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
地域振興部	高度情報化センター	廃止

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表総務部の部税務課の項中「、課税自主権スタッフ」を削り、同表地域振興部の部市町村課の項中「、権限移譲推進スタッフ」を削り、同部土地資源対策課の項中「土地審査グループ、土地計画グループ」を「土地審査・計画グループ」に改め、同表環境生活部の部自然環境課の項中「、ラムサールスタッフ」を削り、同部環境政策課の項中「環境調整スタッフ、化学物質管理スタッフ、水質保全スタッフ」を「低炭素・循環型社会推進スタッフ、湖沼・水質保全スタッフ」に改め、同部廃棄物対策課の項中「循環型社会推進スタッフ」を「化学物質管理スタッフ」に改め、同表健康福祉部の部医療対策課の項中「医療対策課」を「医療政策課」に改め、同部健康推進課の項中「、食育推進スタッフ」を削り、同部障害者福祉課の項を次のように改める。

障がい福祉課	計画推進グループ、自立支援給付グループ、自立支援医療グループ、療育支援グループ、就労支援スタッフ
--------	--

第12条第1項の表農林水産部の部農畜産振興課の項中「、特作プロジェクトスタッフ」を削り、同項の次に次のように加える。

食料安全推進課	農産物安全グループ、畜産物安全グループ、食品表示グループ、県産品認証制度スタッフ
---------	--

第12条第1項の表商工労働部の部観光振興課の項中「観光戦略スタッフ」の次に「、観光プロジェクトスタッフ」を加え、同表土木部の部道路維持課の項中「管理連携スタッフ」を「管理連携・長寿命化スタッフ」に、「交通安全・市町村道グループ」を「市町村道グループ」に改め、同部下水道推進課の項中「推進グループ」の次に「、計画推進スタッフ」を加え、同表出納局の部会計課の項中「、用度グループ」及び「、出納監察スタッフ」を削り、同部審査課の項を次のように改める。

審査指導課	資金・国費グループ、審査第一グループ、審査第二グループ、出納監察スタッフ
-------	--------------------------------------

第12条第2項の表中

「	グループ	を	「	グループ又はスタッフ	に、
」			」		

「

「	販路拡大第一グループ、販路拡大第二グループ、販路拡大第三グループ	を	「	物産企画グループ、加工食品グループ、農林水産品グループ、拠点機能強化スタッフ	に改め、同条第5項
」			」		

の表地域政策課の項を次のように改める。

地域政策課	しまね暮らし推進室	まちづくり支援グループ、中山間地域支援グループ、定住支援スタッフ
-------	-----------	----------------------------------

第12条第5項の表文化国際課の項の次に次のように加える。

環境政策課	宍道湖・中海対策推進室	
-------	-------------	--

第12条第5項の表医療対策課の項中「医療対策課」を「医療政策課」に改め、同表農畜産振興課の項を次のように改める。

食料安全推進課	家畜病性鑑定室	
---------	---------	--

第12条第5項の表に次のように加える。

会計課	物品調達室	
-----	-------	--

第12条第6項中「農畜産振興課家畜病性鑑定室」を「食料安全推進課家畜病性鑑定室」に改める。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項第5号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同表地域振興部の部地域政策課の項第1号から第3号までの規定中「地域振興室」を「しまね暮らし推進室」に改め、同項第4号中「（地域振興室）」を削り、同項第5号中「地域振興室」を「しまね暮らし推進室」に改め、同項第6号中「（地域振興室）」を削り、同項第7号から第11号までの規定中「地域振興室」を「しまね暮らし推進室」に改め、同部情報政策課の項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表環境生活部の部自然環境課の項第9号を次のように改める。

- (9) ラムサール条約の普及啓発及び推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表環境生活部の部環境政策課の項第7号を次のように改める。

- (7) 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

第14条第1項の表環境生活部の部環境政策課の項第11号及び第12号を次のように改める。

- (11) 土壌汚染対策に関すること。
 (12) 湖沼水質保全計画に関すること（宍道湖・中海対策推進室）。

第14条第1項の表環境生活部の部環境政策課の項に次の2号を加える。

- (13) 宍道湖・中海に係る資源の保護及び活用についての調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（宍道湖・中海対策推進室）。

- (14) 宍道湖・中海のラムサール条約に係る調整に関すること（自然環境課の所掌に属するものを除く。）（宍道湖・中海対策推進室）。

第14条第1項の表環境生活部の部廃棄物対策課の項第2号中「こと」の次に「（環境政策課の所掌に属するものを除

く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 化学物質対策に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部医療対策課の項中「医療対策課」を「医療政策課」に改め、同部健康推進課の項第14号中「国民健康保険」の次に「後期高齢者医療」を加え、同部青少年家庭課の項第7号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同部障害者福祉課の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表農林水産部の部農畜産振興課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号から第32号までを削り、同項の次に次のように加える。

食料安全推進課

- (1) 農作物の病虫害の防除及び農薬に関すること。
- (2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。
- (3) 米穀類の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。
- (4) 農畜産物の安全性の確保に関すること。
- (5) 安全で美味しい島根の県産品認証制度の推進に関すること。
- (6) 肥料の品質確保及び適正な使用に関すること。
- (7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関すること。
- (8) 家畜の伝染病予防及び衛生に関すること。
- (9) 動物薬事に関すること。
- (10) 獣医師、家畜人工授精師等に関すること。
- (11) 病虫害防除所及び家畜保健衛生所に関すること。
- (12) 家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること（家畜病性鑑定室）。
- (13) 畜産物の品質検査に関すること（家畜病性鑑定室）。
- (14) 畜産公害の検査に関すること（家畜病性鑑定室）。
- (15) 死亡牛の牛海綿状脳症検査に関すること（家畜病性鑑定室）。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第17号中「（森林整備課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の1号を加える。

- (29) 林産物の規格化及び品質表示の適正化に関すること（木材振興室）。

第14条第1項の表農林水産部の部森林整備課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同部水産課の項中第25号を第26号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 水産物の規格化及び品質表示の適正化に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部商工政策課の項第8号を削り、同部産業振興課の項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 農商工連携に関すること。

第14条第1項の表土木部の部土木総務課の項に次の1号を加える。

- (12) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく届出事務（建設業許可業者に係るものに限る。）に関すること（建設産業対策室）。

第14条第1項の表土木部の部道路建設課の項に次の1号を加える。

- (3) 交通安全事業（歩道設置及び交差点改良に係るものに限る。）に関すること。

第14条第1項の表土木部の部下水道推進課の項第3号中「全県域下水道化」を「汚水処理施設整備」に改め、同部建築住宅課の項に次の2号を加える。

- (17) 長期優良住宅の普及の推進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関すること。
- (18) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）の施行に関すること（建築物に係るものに限

る。)

第14条第1項の表出納局の部会計課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同部審査課の項中「審査課」を「審査指導課」に改め、同項中第9号を第12号とし、第1号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の前に次の3号を加える。

- (1) 会計事務の指導及び監察に関すること。
- (2) 会計検査に関すること。
- (3) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。

第17条の表地域振興部の主管に属する機関の部中「しまね海洋館
高度情報化センター」を「しまね海洋館」に改める。

第21条第2項の表県土整備局の部土木工務部の項中「河港砂防第一グループ、河港砂防第二グループ」を「河港砂防グループ」に改める。

第22条第2項の表東部県民センターの部課税部の項中「法人グループ、個人・軽油グループ」を「課税調査グループ、県民税・事業税グループ」に改め、同条第6項の表事務所の部県央事務所川本駐在グループの項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第24条第3項中「研修部を置き、同部に」を削る。

第26条第2項の表企画情報部の項中「地域研究グループ」を「地域研究スタッフ」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第37条第3項の表保健科学部の項中「、食品化学スタッフ」を削る。

第38条第2項中「第6号から第8号」を「第5号から第7号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第46条第10項の表総務企画部の部第13号中「治山・林業事業」の次に「(県有林内におけるものを含む。)」を加える。

第55条第2項ただし書中「ただし」の次に「、総合調整部栽培漁業グループ及び栽培漁業スタッフは隠岐郡西ノ島町に」を加え、「、栽培漁業部は隠岐郡西ノ島町に」を削り、同条第3項の表総合調整部の項中「総務担当」の次に「、栽培漁業グループ」を加え、同表中

「

栽培漁業部	生産開発グループ
-------	----------

を

「

	栽培漁業スタッフ
--	----------

に改め、同条第4項の表総合調整部の項中第3号を

第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 種苗生産技術の移転及び指導に関すること。
- (4) 種苗生産の低コスト化の研究に関すること。

第55条第4項の表栽培漁業部の項を次のように改める。

栽培漁業スタッフ

種苗生産委託業務に関すること。

第57条第3項中「総務観光・企業誘致スタッフ」を「総務観光スタッフ、企業誘致スタッフ」に改める。

第61条第2項の表技術部の項中「生産技術グループ」の次に「、電子・電気技術グループ」を加え、同条第5項第7号中「電子材料等のプロセス技術」を「電子及び電気」に改める。

第63条第2項の表出雲高等技術校の項中「障害者訓練スタッフ」を「障がい者訓練スタッフ」に改める。

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部業務部の項中「、高速道路用地スタッフ」を削り、同部土木工務部の項中「河川第一グループ、河川第二グループ、港湾砂防グループ」を「河川砂防グループ、河港砂防グループ」に改め、同表県央県土整備事務所の部中「技術管理スタッフ」の次に「、高速道路用地スタッフ」を加え、同条第6項の表農林工務部の部第8号中「実施」の次に「（県有林内におけるものを含む。）」を加え、同部第9号中「災害復旧事業の」の次に「実施（県有林内におけるものを含む。）及び」を加え、同部第10号を削り、同部第11号中「治山事業」の次に「（県有林内におけるものを含む。）」を加え、同号を同部第10号とし、同部第12号中「実施」の次に「（県有林内におけるものを含む。）」を加え、同号を同部第11号とする。

第65条第1項中「大長見ダム、浜田第二ダム、浜田再開発ダム、」を「第二浜田ダムの建設及び浜田ダム再開発並びに」に改め、同条第3項中「建設第一グループ、建設第二グループ、建設第三グループ」を「第二浜田ダム建設グループ、第二浜田ダム施設グループ、第二浜田ダム道路グループ、波積・矢原川ダム建設グループ」に改める。

第66条第3項の表業務部の項中「、用地調整スタッフ」を削る。

第69条第1項の表中「水産技術センターの漁業生産部、内水面浅海部及び栽培漁業部」を「水産技術センターの総合調整部、漁業生産部及び内水面浅海部」に改め、同条第3項を削る。

第71条第1項の表法令によるものの部中

島根県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及びその重要事項に関する知事に対する意見具申に関する事務	を
------------	---	---

島根県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及びその重要事項に関する知事に対する意見の具申に関する事務	
島根県救急搬送・病院受入連絡調整協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する協議並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整、同条第3項の規定による関係行政機関に対する協力の依頼並びに同条第4項の規定による知事に対する意見の具申に関する事務	

に、「医療対策課」を「医療政策課」に、「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表条例によるものの部中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に、

島根県屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項についての調査審議に関する事務	都市計画課	を
島根県景観審議会	景観形成に関する事項の調査審議に関する事務		

島根県景観審議会	景観形成及び屋外広告物に関する事項の調査審議に関する事務	都市計画課	に
----------	------------------------------	-------	---

改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。